

みやぎNPOプラザにおけるNPO発行の図書委託販売実施要綱

(目的)

第1 NPOが独自の調査や研究を基に発行した図書を、みやぎNPOプラザで提供することで広く市民に活動を紹介し、尚且つ各NPOの情報発信、活動促進に寄与する。

(実施主体)

第2 この事業は、みやぎNPOプラザ指定管理者である特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるが実施する。

(対象図書)

第3 宮城県のNPOが、ミッション達成のための調査や研究等で得た成果物として作成した図書（報告書、テキスト、啓発パンフレットなど）、並びに県域を問わずNPOの理解や基盤整備に役立つ図書とする。

(取扱方法)

第4 1団体につき2種類まで委託販売できるものとし、1種類につき5冊まで委託可能とする。そのほか、閲覧用として見本1冊を預かる。見本は委託期間終了後、返却する。

(取扱数)

第5 販売する図書の種類は、20種類を限度とする。

(販売方法)

第6 みやぎNPOプラザ交流サロンの委託図書販売専用ラックに見本1冊を陳列し、購入希望者に別途保管の図書を依頼価格（消費税別）で販売する。

(販売委託期間)

第7 委託販売は、委託団体と指定管理者が覚書（別紙1）を交わすことで成立することとし、委託販売の期間は、覚書を交わした日より帰属する年度末までとする。ただし、団体からの継続申請書により次年度の更新ができるものとし、その場合は、覚書の取り交わしを割愛できる。

(申込方法)

第8 「図書委託販売申込書」及び「販売図書見本1冊（閲覧用）」とみやぎNPOプラザ指定の「団体紹介シート」、団体の規約や定款を持参し、窓口に提出する。遠隔地のNPOの場合は、申し出により郵送等も可能とする。

(選考方法)

第9 「宮城県民間非営利活動促進基本計画」で掲げるNPOを対象とし、先着順に受け付ける。

(精算方法)

- 第10 (1) 図書が完売した時、または9月30日及び3月31日に販売数額の計算を行い、精算金を窓口にて支払う。なお、その際、販売額の10%を手数料として差し引く。手数料は販売及びNPOとの連絡等にかかる経費に充当する。遠隔地のNPOは振り込みも可能だが、その場合は振込料を差し引いて振り込むこととする。
- (2) 期間満了時は、残数及び見本を窓口にて返却する。ただし遠隔地のNPOは郵送も可能だが着払いとする。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。